

フグの有毒部分の販売事例について

資料 2

1 概要

- ・平成30年1月15日（月）、蒲郡市内のスーパーが、フグの肝臓が入った切り身パックを販売したことが判明した。
- ・県は、直ちに報道発表を行い、県民に対して、当該食品を絶対に食べないように注意喚起を行うとともに、豊川保健所が営業者に対して回収を命じた。
- ・「愛知県ふぐ取扱い規制条例」において、フグの肝臓は種類によらず有毒部分とされているが、営業者は、ヨリトフグの肝臓は販売してよいとの誤った認識により、販売を行っていた。
- ・販売された切り身パックは、一部が消費されていたものの、健康被害の報告はなかった。

2 端緒

- ・平成30年1月15日（月）午後3時30分頃、消費者から豊川保健所に「今日、蒲郡市内のスーパーで購入したフグの鍋物・煮物用パックに、肝臓が入っている。」旨の届出があり、保健所が当該食品を確認したところ、フグの肝臓が含まれていることが判明した。

3 商品概要

- ・商品名 ふぐ【鍋物・煮物用】
- ・包装形態 合成樹脂製トレイパック入り
- ・フグの種類 ヨリトフグ（営業者に対する聞き取り調査による）



4 販売状況及び回収状況

消費期限	販売数量	回収数（回収日）	消費数（確認日）
1月15日消費期限	5 ^{※1}	3（1月16日） 2（1月17日）	
1月19日消費期限	6 ^{※1}	3（1月16日） 1（1月17日）	2 ^{※2} （1月16日）

- ※ 1 販売数量は把握できた数であり、営業者の記録の不備等により正確な数量は不明。
- ※ 2 消費されたものについても健康被害はなかった。

5 県の対応

【1月15日】

- ・探知後、直ちに報道発表を行い、県民に注意喚起（以後、第4報まで発表）。
- ・「食の安全・安心情報サービス」webページに報道発表資料を掲載。（厚労省もwebページに掲載）

- ・「食の安全・安心情報サービス」Facebookページに注意喚起情報を投稿。
- ・蒲郡市と連携し、防災無線による購入者への注意喚起を実施。
- ・豊川保健所が施設立入調査及び当該製品の回収を命令。

【1月16日】

- ・健康福祉部保健医療局長から県内各保健所長及び食品衛生検査所長あてに、「ふぐ処理施設の監視指導の強化について（29生衛第1216号）」を発出し、愛知県ふぐ取扱い規制条例に基づく適切なフグの取扱いについて、管内業者への指導を徹底するよう通知。

【1月17日】

- ・健康福祉部保健医療局長から愛知県食品衛生協会会長あてに、「ふぐの適切な取扱いについて（29生衛第1220号）」を通知。
- ・豊川保健所長から食品衛生協会豊川支部長、蒲郡支部長及び田原支部長あてに「ふぐ処理施設等における適切なふぐの取扱いについて（29豊川保第2379号）」を通知。

【1月18日】

- ・豊川保健所が営業者から「ふぐ処理施設廃止届」を受理。

【1月22日】

- ・豊川保健所が営業者に対して回収品の廃棄を命令。

参考

・フグ毒による食中毒について

フグは猛毒のフグ毒「テトロドトキシン」をもつ。症状は、食後20分から3時間程度の短時間でしびれや麻痺症状が現れ、重症の場合には呼吸困難で死亡することがある。毒力の強さはフグの種類および部位によって著しく異なるが、一般に肝臓、卵巣、皮の毒力が強い。死亡率が高く、日本で起こる食中毒死亡者の過半を占める。

(過去5年間のフグによる食中毒発生状況)

年	全 国			愛 知 県			
	発生件数	患者数	死者数	発生件数	患者数	死者数	備考
25	16	21	0	0	—	—	
26	27	33	1※ ¹	0	—	—	※1 従事先施設からフグの肝臓を持ち出し、家庭で死亡
27	29	46	1※ ²	1	1	0	※2 原因食品の入手先は不明家庭で調理。
28	17	31	0	1	8	0	1件：名古屋市
29	19	22	0	1※ ³	1※ ³	—	※3 パリトキシン様毒による。

・「愛知県ふぐ取扱い規制条例」

第二条一 処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓その他規則で定める有毒部分を除去することをいう。

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売してはならない。(以下略)

・「愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則」

第二条 条例第二条第一号で定める有毒部分は別表に定めるふぐにあつては同表に定める可食部分以外の部分 (以下略)

ふぐの種類	可食部分
よりとふぐ	筋肉、皮、精巣